

(別紙1 「リスク分担表」)

玉野市と指定管理者で負担するリスク分担については、以下のとおりとなります。規定した事項以外のことが発生した場合など疑義が生じた場合には、双方の協議により決定します。

項目	内容	市	指定管理者
応募書類に関する権利帰属	指定管理者が決定するまでの間		●
	指定管理者の決定後	●	
応募	応募に関して必要な費用		●
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		●
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		●
協定は締結できたが、指定管理者側の事由により協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		●
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		●
管理運営費の上昇	市の要因による管理運営費の上昇	●	
	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更に伴う経費の増等		協議事項
	上記以外の管理運営費の上昇		●
税制の変更	予定される消費税率の変更に伴う経費の増等	●	
	法人税率等の変更に伴う経費の増等		●
	施設の管理運営に影響を及ぼす税制の変更に伴う経費の増等		協議事項
物価・金利の変動	物価・金利の変動に伴う経費の増等		協議事項
資金調達等	資金調達ができなくなったことによる管理運営の中断等		●
業務内容の変更・遅延・中止	市の指示等によるもの	●	
	上記以外の事由によるもの(不可抗力除く)		●
不可抗力	不可抗力(自然災害、暴動等)による事業の継続不能等		協議事項
業務不履行等	市が協定内容を不履行	●	
	指定管理者が業務又は協定内容不履行		●
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	●	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		●
周辺地域・住民及び利用者への対応	地域・住民との協調		●
	施設の管理運営業務、自主事業に対する地域・住民及び利用者からの要望、苦情への対応		●
書類の誤り	指定管理者業務募集書類等、市が作成した書類の誤りによるもの	●	
	申請書、事業計画等指定管理者が提案した書類の誤り		●
	両者記名捺印した協定書		協議事項
施設、設備の損傷修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由(管理上の瑕疵等)		●
	1件50万円を超える場合		協議事項
	1件50万円以下の場合		●
	事故、災害等による損傷、修繕	●	●
貸与物品の損傷修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由(管理上の瑕疵等)		●
	1件20万円を超える場合		協議事項
	1件20万円以下の場合		●
	事故、災害等による損傷、修繕		●
展示物、資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		●
第三者への損害賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由(管理上の瑕疵等)により損害を与えた場合		●
	市の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合	●	
	市と指定管理者の両者、又は被害者、他の第三者等に帰責事由がある場合		両者の協議
個人情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩		●
災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査、報告及び応急措置等		●
セキュリティ	指定管理者の責めに帰すべき事由による犯罪発生等		●
指定管理の終了時の原状回復	指定管理者の指定期間が終了した場合又は指定が取り消された場合の原状回復及び業務の引き継ぎ等に要する経費		●